ノウフクJAS認証取得推進事業実施要領

制定　令和７(2025)年３月27日　農政　第555号

１　事業の目的

ノウフクJAS認証取得推進事業（以下「本事業」という。）は、農業分野での働き手の確保と障害者の自信や生きがいを創出する農福連携の取組を推進するために、ノウフクJASを活用し、農福連携商品の付加価値を高めるとともに、商品への消費者の理解促進を図ることを目的とする。

２　事業の内容等

事業の実施内容、実施主体、補助率等は別表に定めるとおりとする。

３　事業の実施

（1）事業実施計画の申請等

ア　事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第１号）に事業実施計画書（様式第４号）を添付し、事業実施主体が所在する市町を所管する農業振興事務所長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ　農業振興事務所長は、当該事業実施計画が、２の内容を満たし、かつ、実施計画の達成が確実であると認められる場合に承認するものとする。

ウ　農業振興事務所長は、イにより承認した事業実施計画書の写しを農政部長に送付する。

（2）事業実施計画の変更

事業実施主体は、３の（1）に基づき承認を得た実施計画について、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第２号）に変更の内容を記した書類を添付して３の（1）に準じてその承認を受けるものとする。

ア　事業内容の変更又は廃止

イ　事業実施主体の変更

ウ　事業費の30パーセントを超える増減

エ　補助金の増額

オ　前各号に揚げるもののほか、農業振興事務所長が重要と認める変更

４　事業実施年度の事業実績の報告

（1） 事業実施主体は、事業実施年度の事業が完了したとき、様式第４号により、事業実施主体が所在する市町を所管する農業振興事務所長に速やかに事業実績を報告するものとする。

（2） 農業振興事務所長は、４の（1）の実績報告書の写しを速やかに農政部長宛て送付するものとする。

５　実施状況の報告

（1） 事業実施主体は、実施完了年度の翌年度から３年間、毎年度、当該年度の翌年度の５月末日までに様式第５号により、実施状況を農業振興事務所長に報告するものとする。

（2） 農業振興事務所長は、４の（1）の事業実施状況報告の内容について、必要に応じて事業実施主体に対し、改善等の指導を行うものとする。

（3） 農業振興事務所長は、４の（1）の事業実施状況報告書の写しを、６月末日までに農政部長に送付するものとする。

６　事業の推進体制

（1） 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な推進体制を整備する。

（2） 農業振興事務所長は、事業の円滑な実施を図るため、関係機関・団体等と連携し、この事業の適正かつ効果的な実施について指導、支援するものとする。

７　助成

（1） この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。

（2） 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定める当該事業に係る補助金交付要領により助成するものとする。

８　その他

　　この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則

１　この要領は、令和７(2025)年４月１日から適用する。

２　この要領は、令和13(2031)年３月31日限りでその効力を失う。

別 表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 対象となる取組 | 事業実施主体 | 経費区分 | 対象経費 | 補助率 | 事業実施期間 |
| １  ノウフク  JAS新規  認証取得 | （1）生鮮食品及び観賞用の植物、加工食品におけるノウフクJASの新規認証取得に係る経費に対し助成する。  （2）生鮮食品及び観賞用の植物でノウフクJASを既に取得している場合は、加工食品の新規認証取得に係る経費に対して助成する。  （3）加工食品でノウフクJASを既に取得している場合は、生鮮食品及び観賞用の植物の新規認証取得に係る経費に対して助成する。 | 次のア～エのいずれかに該当する者であること。  ア　県内に住所を有する農業者、農業協同組合、農地所有的確化法人、又は農業者で組織された団体（県内に住所を有する農業者で組織されたもので、代表者、組織、意思決定方法その他運営に必要な規程を定めていること。）  　イ　県内に住所を有する就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で農業または農産物を使用した加工品で収益を得ている法人  ウ　県内に製造施設を有し、加工食品の製造又は加工を行う事業者。  ただし、他事業者が農福連携により生産した農産物を加工食品に使用する場合は、その農産物がノウフクJASを認証している場合に限る。  エ　ア～ウで組織された団体（代表者、組織、意思決定方法その他運営に必要な規程を定めていること。） | 役務費 | ノウフクJAS生産工程管理者講習会受講料、認証手数料（申請書受理手数料、書類審査料、実地検査料、判定料、事務手数料　等）  ※財務諸表交付手数料、交付手数料を除く。 | 事業費の１／２以内  ただし、事業実施主体ごとに９２千円を上限とする。 | 1か年 |
| 旅費 | 検査員の交通費  検査員の検査宿泊費  ※ノウフクJASの実地検査に係る検査員の経費に限る。 |